

消防における女性

消防の任務は、「その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」と定められています。皆さんは、これを読んで何を考えますか？これは男性が行うこと。そう思われた方もいらっしゃるかもしれません。

本市においても消防団は、昭和36年に組織が改編され、その後、平成13年に女性消防隊が編成され、安心して住めるまちづくりの一翼を担っています。そして全国の消防本部において初めて女性消防職員が採用されたのが昭和44年。その後、平成6年に「女子労働基準規則」の改正がなされ、女性消防職員も24時間体制で消防業務に従事できるようになりました。これにより、交替制勤務を行う救急隊員・消防隊員などの女性消防職員の割合が全女性消防職員の約半分となっています。実際、救急現場に女性隊員が駆け付けた時、みなさんはどう思いますか？傷病者が女性だったら…、

女性が浴室で倒れたら…。女性消防士さんで「よかった」と感じられるのではないのでしょうか。

しかし現状はどうでしょうか？平成30年4月1日現在の岐阜県の消防職員2766人のうち女性は53人でその割合は1.9%、全国でも163369人中女性は4475人の2.7%と非常に低くなっています。そこで現在、女性消防職員の全国の比率を、5%に引き上げるべく各消防本部においては、計画的な増員に取り組んでいます。また適材適所を原則とした女性消防職員の職域拡大のため、意欲と適正に応じた人事配置を行うことや仕事と家庭の両立支援など、ライフステージに応じた配慮も必要であると考えています。

最近、多様化・大規模化する災害。そして人口減少社会を迎え、今後、防災力の低下が懸念される中、これまで以上に自助・共助・公助の連携を図り、地域の防災力を発揮していかなくてはなりません。消防・防災の分野においても活動に参加する女性が増加し、活躍することが期待されています。

〈他人事じゃない!? 怖～いトラブル〉

消費生活のお話

生活環境課 (内線172)

高額受け取りの話を持ちかけるメールに注意!

「高額を受け取るはずが、逆に多額の支払いをしてしまった」という相談が寄せられています。

【事例】「宝くじが当選し高額を受け取りができる」「多額の口座残高がある」などのメールが突然送られ、メールにあるURLをクリックすると金融機関や公の機関と見える名称のサイトにつながりました。

「お金を受け取るための手続き」と書かれていたので、数千円のお金を支払い、手続きを進めました。しかし、その後も手続きのための手数料ばかりを請求され、多額を支払ったのにお金を受け取れませんでした。

この事例は、お金を受け取るための手数料といて、実際にはサイト利用料を支払わされています。ありもしない話をもとに、サイトを利用させられています。特殊詐欺の可能性があるので、警察への連絡と合わせて消費生活相談窓口へも相談ください。

メールに個人名や住所など個人を特定する表示があると、さも自分が高額受取人であるように思えますが、「突然高額が受け取れる」という、うまい話はありません。詐欺に遭わないよう気を付けましょう。



消費生活相談窓口

場所 市役所1階 生活環境課

日時 月～金曜日・午前9時～午後4時 (予約優先)

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。